

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第2号（4－1）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
◎ 農業委員会事務局 ○ 農地担当 1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 令和7年12月4日付で根室市長から願出のあった現況証明願書において、農業委員会事務手数料条例第2条が準用する市手数料条例第7条の規定により証明手数料が免除されているが、手数料の免除に関する事項は、農業委員会事務局規程第8条の規定により専決規程第4条共通事項第1号に定める事務局長専決事項であり、必要な決裁を経ずに文書の検閲のみに留まっている状況は事務処理上不適切であるので、適正に事務処理されたい。	(1) 確認不足により事務処理上必要な手続きを失念したもの。	今後は、確認を徹底し必要な手続きを経て適正に事務処理を行う。

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第2号（4－2）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
◎ 建設水道部 ● 建築住宅課 ○ 市営住宅担当 1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 住宅使用料等に係る収納金払込書兼収入原符集計票において、令和8年2月13日（金曜日）に領収した住宅使用料が同年2月17日（火曜日）に指定金融機関派出所へ払い込まれており、払込処理が1日遅延しているため、会計規則第33条第1項及び第3項の規定に基づき、速やかな払込を徹底されたい。 2. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 市営住宅管理人の月額報酬支給日は、市営住宅条例施行規則第37条において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2号、及び職員給与に関する条例第8条第1項及び第2項の規定により、毎月21日（当該日が休日及び日曜日の場合は順次繰り上げ）としているが、令和7年5月分報酬が同月26日に支給されており、本来の支給日から5日遅延しているため、適正に支出処理されたい。 (2) 望洋団地23棟屋根外装工事（長寿命化改善）において、契約書第34条第1項に規定する前金払が同条第2項に規定する「請求を受けた日から14日以内」に行われていないため、契約内容に基づき履行されたい。 (3) 市営住宅建替事業の施行に伴う移転補償金の支出において、支出命令書が、市営住宅退去時住宅検査調査書における検査完了日（移転補償契約書第4条における「立ち退きを完了したと認めた」日（担当課確認済））以前に起票され、かつ支出済となっているものがあり、移転補償契約書第4条の規定に反した不適切な事務処理となっているため、検査完了後の支出を徹底されたい。	(1) 現金引継期限の事前確認不足によるもの。 (1) 例月業務スケジュールの確認を怠ったことによるもの。 (2) 契約業務に対する認識不足により事務処理を失念したもの。 (3) 移転業務に対する認識不足により事務処理を失念したもの。	今後は引継期限の事前確認を徹底し、再発防止に努め、適正に事務処理を行う。 例月業務スケジュール管理を徹底し、担当内で共有することで進捗状況を把握し、再発防止に努める。 業務に対する認識を改めるとともに、検査調書、起票、支払いなど別個に業務を処理していたが、今後は体系的に業務を処理することで、再発防止を図る。 業務に対する認識を改めるとともに、検査調書、起票、支払いなど別個に業務を処理していたが、今後は体系的に業務を処理することで、再発防止を図る。

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第2号（4－3）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
3. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 以下の委託契約において、契約書に貼付された収入印紙の税額が不足している ので、法令等を確認されたい。 ① 市営住宅受水槽設備点検及び清掃業務委託 ② 根室市営住宅光洋団地エレベーター保守点検業務委託（1～4号棟）	(1) 印紙税法の認識不足により事務処理を失念したもの。	①前年踏襲型の業務処理意識の改善と業務に係る関係法規等の認識により、再発防止を図る。 ②契約期間中（R7～9）であることから契約方と是正手続中

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第2号（4－4）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
● 上下水道総務課（農業用水事業特別会計） ○ 上下水道総務担当 1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 普通貨物車賃貸借契約において、 ① 執行伺書及び見積合通知文案に概要・仕様等を「別紙のとおり」と記載しているが、仕様書が添付されていないので、適正に事務処理されたい。 ② 賃貸借契約書第8条に規定する賃貸借物件に係る納入通知書が未提出であり、第9条第1項及び第2項に規定する物件の検査等も行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。	(1) 決裁における仕様書、納入通知書、物件等検査等の添付漏れによるもの。	今後、決裁時に必要な書類が不備なく用意されているか再度確認を徹底し、適正に処理いたします。